

被保険者各位

公金受取口座を活用した保険給付等について

平素は、当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件、公的給付等を受取るための口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法第38号）」が令和3年5月19日に公布、順次施行されているところです。

これに伴い、令和4年10月からは公金受取口座を活用した保険給付（以下「保険給付」という。）等の運用が開始されております。下記内容をご確認くださいようお願いいたします。

記

1. 概要

公金受取口座は、公的給付等を受取るための口座としてマイナポータル等において事前に国へ登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続き等に活用できる制度です。令和4年10月から、健康保険法に係る保険給付について、被保険者等が申請手続きの際に、公金受取口座を利用する意思を示すことにより、金融機関名称や口座番号等を記載することなく、受給することが可能となります。

2. 対象となる保険給付等

被保険者等が資格喪失後に健保組合へ申請する保険給付および付加給付並びに任意継続被保険者の保険料の還付が公金受取口座の活用対象となります。

なお、在職中の保険給付等につきましては、これまで通り事業主への受領委任払を原則とします。ご本人が公金受取口座の利用を希望する場合は、所定の手続きを踏まえた上で個別の対応をさせていただきます。

3. 開始日

令和5年10月2日以降に健保組合で受付した書類

4. お問い合わせ先

トヨタ紡織健康保険組合 適用・給付グループ

電話：0566-26-0305

以上